

# 鶴沼公園キャンプ場オープン

鶴沼公園キャンプ場が4月29日（土）にオープンします。キャンプはもちろん、ボートやテニス、日帰りのデイキャンプ等が楽しめます。

5月5日（金）はこどもの日にちなみ、中学生以下はボート乗船無料です。同乗する大人も無料となりますので、皆様のご来場をお待ちしております。

※価格・チェックイン時間の改定について

	料 金	摘 要
長辺が5 m以内のテント等	6 0 0 円	・タープ、シェルターも1張とし、タープ等の内部に設営するインナーテントおよびカンガルーテント等は使用料を不要とします。 ・テントサイズにキャノピーは含みません。
長辺が5 mを超えるテント等	1,2 0 0 円	

・今シーズンより、カーサイトおよびフリーテントサイトのチェックイン時間を  
**11:00~16:00**へ変更いたしました。



町HP

お問い合わせ 鶴沼公園管理棟 電話：67-3109

## 固定資産税の縦覧・閲覧

### 【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の評価額を比較し、評価額が適正であることを確認していただくために「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います（縦覧帳簿には所有者・住所の記載はありません）。

期 間	令和5年4月1日から令和5年6月30日まで（土・日・祝日を除く）
受付時間	8時30分から17時15分まで
場 所	住民課税務係（役場1階）
縦覧できる方	固定資産税の土地・家屋の納税者
内 容	（土地価格等縦覧帳簿）所在、地番、地目、地積、評価額 （家屋価格等縦覧帳簿）所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、評価額

### 【固定資産税課税台帳の閲覧】

納税義務者や借地、借家人の権利部分の固定資産について「固定資産税課税台帳」の閲覧を行います。

期 間	令和5年4月1日から通年（土・日・祝日を除く）
受付時間	8時30分から17時15分まで
場 所	住民課税務係（役場1階）
閲覧できる方 対象固定資産	固定資産税の納税義務者→当該納税義務に係る固定資産 借地人→当該権利の土地 借家人→当該権利の家屋とその敷地の土地
内 容	所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、評価額、 課税標準等

### ～ 縦覧・閲覧される方へ ～

※身分を証明できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、納税通知書など）をお持ちください。

※借地人・借家人の方は土地や家屋の賃貸借契約書などをお持ちください。

※代理人の方は委任状が必要になります。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

## 紙おむつ等購入費助成（4月～9月分）の申請受付を開始します

3歳未満のお子さんのいるご家庭に、1か月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋（40ℓ）1梱包』と交換できる引換券を交付しています。

4月は紙おむつ等引換券（4月～9月分）の申請月です。

対象となる方へ申請書を郵送しておりますので、希望される方は保健センターに申請書を提出してください。

※3歳になる月分までが交付対象となります。

※お子さんが生まれた時は、随時申請を受け付けています。

※町税や使用料等を滞納している場合は、助成の対象外となります。

※引換券は申請時に発行しておりません。滞納状況の確認後に郵送いたしますので3～4日かかります。

その他詳しい事やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ

福祉課 子育て支援係（保健センター）

電話：69-2100



## タクシー等利用助成事業のご案内

高齢の方や障がいをお持ちの方などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、交通手段を確保・支援することを目的として、「タクシー等利用助成券」を交付しています。

**対象となる方へは、ご案内文書と申請書を3月に郵送しております。**

交付を受けるためには、申請が必要となりますので、ご自宅へお送りした申請書を記載のうえ、必要書類を添付して提出してください。

### 【交付対象者】

- ①令和5年4月1日現在、満70歳以上の町民の方
  - ②身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの町民の方
  - ③要介護又は要支援の認定を受けている町民の方
- 上記①～③のいずれかに該当し、町税・使用料等の滞納がない方が交付対象となります。

### 【助成券額面及び有効期限】

1枚300円の助成券が20枚つづりとなった助成券を2冊（12,000円分）を交付します。

**助成券の有効期限が2種類となっています！**

- ・令和5年12月31日までの助成券 20枚つづり1冊
- ・令和6年3月31日までの助成券 20枚つづり1冊

の計2冊を交付します

※ただし、令和6年1月～3月に交付決定された方については、**令和6年3月31日までの助成券20枚**のみの交付となりますのでご注意ください。

詳細につきましては、申請書と共に同封されているチラシをご覧ください。

※上記「交付対象者」に該当する方で、申請書等がご自宅に届いていない方、ご不明な点などのお問合せは下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申請書提出

総務課交通防災係 電話：68-2111